令和5年第4回臨時会

むかわ町議会会議録

令和 5 年 12月20日 開会 令和 5 年 12月20日 閉会

むかわ町議会

令和5年第4回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示
応招·不応招議員
第 1 号 (12月20日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名4
事務局職員出席者
開会及び開議
議事日程の報告
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諸般の報告
町長提出事件の大要説明
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決6
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決11
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決1 6
閉議及び閉会
署名議員

むかわ町告示第60号

令和5年第4回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年12月15日

むかわ町長 竹中喜之

- 1 日 時 令和5年12月20日(水)午前10時
- 2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)
- 3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案

議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)

議員等から提出あった事件

発 議

発議第 3号 復興拠点施設等整備事業 I 調査特別委員会の名称変更等に関する件

○応招·不応招議員

応招議員(13名)

1番	栗	原	健	_	議員		2番	伊	藤	恵	美	議員
3番	古	内	みり	⊅き	議員		4番	奥	野	恵美	長子	議員
5番	東		千	吉	議員		6番	佐	藤		守	議員
7番	中	島		勲	議員		8番	大	松	紀	美子	議員
9番	三	上	純	_	議員		10番	小	坂	利	政	議員
11番	北	村		修	議員		12番	津	Ш		篤	議員
13番	野	田	省	_	議員							

不応招議員(なし)

令和5年第4回むかわ町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年12月20日(水)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の大要説明

町長提出事件

- 第 5 議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案
- 第 6 議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)

議員等提出事件

第 7 発議第 3号 復興拠点施設等整備事業 I 調査特別委員会の名称変更等に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	栗	原	健 -	一議	員	2番	伊	藤	恵	美	議	員
4番	奥	野	恵美	子議	員	5番	東		千	吉	議	員
6番	佐	藤	- - - - - - -	产 議	員	7番	中	島		勲	議	員
8番	大	松	紀美	子 議	員	9番	三	上	純	_	議	員
10番	小	坂	利西	汝 議	員	11番	北	村		修	議	員
12番	津	Ш	倉	寫 議	員	13番	野	田	省	_	議	員

欠席議員(1名)

3番 古 内 みゆき 議 員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	竹	中	喜	之	副	町	長	成	田	忠	則
会計管理	里者	八	木	敏	彦	総務	財政談	果長	石	JII	英	毅
総務財政参	文課 事	柴	田	巨	樹	総 務 主	財政	t 課 幹	三	上		祐
総合政策詞	果長	栃	丸	直	士	総合参	·政策	課事	本	間		彰
保健介護記	果長	菅	原	光	博	保 健 参	介護	課事	今	井	喜作	七子
福祉・子育 課	育て 長	熊	谷	伸	_	福祉 課	• 子育 主		谷	Ш	功	_
農林水産記	果長	酒	巻	宏	臣	農 林 主	水産	課幹	飛	岡	雅	幸
企画町民記	果長	吉	田	直	司	企 画 主	町民	課幹	伏	木	允	_
企画町5主	² 課 幹	矢	野	優	子		ワー/I · 室 主	•	太	田	耕	司
教 育	長	長名	11(2	孝	雄	生涯	学習調	果長	西		幸	宏
生涯学習主	部 幹	山	木	美	幸		管理委 務 局		石	Ш	英	毅
農業委員事務局		東		和	博	農業	委員局	会長	宮	村	敦	嗣
監 査 委	員	数	矢	伸	<u> </u>							

事務局職員出席者

事務局長今井 巧 主 査 酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長(野田省一君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年 第4回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長(野田省一君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野田省一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中島 勲議員、8番、大松紀 美子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(野田省一君) 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長(野田省一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第 139号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長提出事件の大要説明

○議長(野田省一君) 日程第4、町長提出事件の大要説明を行います。

町長から提出事件の大要説明の申出がありましたので、これを許します。 竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

〇町長(竹中喜之君) おはようございます。

本日ここに、令和5年第4回町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆さんには 御出席をいただき、ありがとうございます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案2件であります。

議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案は、先日の議会全員協議会で御説明を申し上げましたが、全てのケアラー及びヤングケアラーとその家族等が孤立することなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますよう お願いを申し上げます。

○議長(野田省一君) 町長提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長提出事件の大要説明を終わります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野田省一君) 日程第5、議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

谷川福祉・子育て課主幹。

〔谷川功一福祉・子育て課主幹 登壇〕

○福祉・子育て課主幹(谷川功一君) 議案第62号について説明いたします。

議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案について、説明いたします。

この条例は、ケアラーが抱える悩みを、家族だけでなく町民が社会全体の課題として理解を深め、町や関係機関が必要な支援につなげることで、全てのケアラーが自分らしく健康で 文化的な生活を営むことができる社会を実現するため、本条例を制定しようとするものであ ります。

では、議案説明書資料の1ページをお開きください。

議案の構成でありますが、第1条から第10条までとなっており、第1条では、本条例の目的として、ケアラー支援の基本理念を定め、町や町民、事業者、関係機関等の役割を明確にし、ケアラー支援の施策の基本となる事項を定め、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指す内容となっております。

第2条では、ケアラーの定義として、高齢、障害、疾病、その他の理由により援助を必要とする家族等に無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者とし、ケアラーのうち、18歳未満の者をヤングケアラーとしています。

第3条の基本理念では、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーが孤立することのないように社会全体で支える。また、ヤングケアラーに関しては、人間として基本的な資質を養う重要な発達段階であることを鑑み、教育の機会が確保され、心身の健やかな成長、発達、自立が図られるように支援する内容となります。

第4条では、町の責務として、ケアラーの早期発見に努め、ケアラーを支援するために、 町民、事業者、関係機関と連携を図り、施策を実施する内容となります。

第5条では、町民の役割として、ケアラー支援の必要性を理解し、町の施策へ協力していく努力義務としての内容となっております。

第6条では、事業者の役割として、従業員がケアラーである場合には、勤務への配慮や支援をしていただけるよう努力義務としている内容となっております。

第7条では、関係機関の役割として、ケアラーとの接点が多いため、ケアラーを早期発見 して支援につなげることができるため、積極的な協力を求めるとした内容となっております。 第8条では、学校等の役割として、教育機会の確保、支援の必要性の把握、また、教育や 福祉の相談に応じることを努力義務としている内容となっております。

第9条では、ケアラー支援に関する施策として、町が行う施策として、ケアラー支援に関する広報及び啓発、ケアラー支援体制の構築についての内容となっております。

また、附則といたしまして、施行期日については令和6年4月1日となります。

以上で説明終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(野田省一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、大松議員。

〇8番(大松紀美子君) 幾つかお伺いします。12月13日の全員協議会でもお伺いしましたけれども、改めて伺います。

まず、条例自体は大変よいことだと思っております。町の実態調査としてはどうなのか、 これは行う必要があると思っていますが、どのような考えでしょうか。

それから、予算措置として、全員協議会の中で在宅介護手当の給付金というところで、令和6年度に予算措置をしたいと。一定額の支援をしたいということをお話しされていましたけれども、財源としてはどのようなところから出てくるのかというところをお聞きします。

それから、第2条で援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、日常生活上の必要な援助を提供している者というふうになっているんですが、これは非常に、じゃ、認定をどうするのか、親族の場合は分かりやすいですよね。でも、それ以外の友人その他身近な人に対しての援助をしている方も対象とするとなっているんですが、認定をどのようにするのか。それから、じゃ、援助している時間的なものというのは、どんなふうに認定していくのかというところを伺います。

それから、もう一つ。広報と啓発ということを書かれているんですが、具体的にどのよう な考えをお持ちなのかについて伺います。

- ○議長(野田省一君) 谷川福祉・子育て課主幹。
- ○福祉・子育で課主幹(谷川功一君) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町の実態調査についてなんですけれども、一応、必要に応じて検討したいと考えております。なかなか把握自体が難しい、特にヤングケアラーとかになると、本人がケアラーだという自覚がない場合が多いというところで、当面の間は啓発活動、本人がヤングケアラーだというところの啓発活動を行っていきたいと考えてございます。

続きまして、第2条の認定についてなんですけれども、ケアラー、ヤングケアラーに関しては、国において明確な定義がございません。あくまでも町が判断するという形になるんですけれども、全員協議会のほうでもちょっと御説明させていただいた、町内に協議会を設置するというところになりますので、ケアをしている方が親族でない場合に関しても、本人からの聞き取りとか、事実確認を協議会の中で行いながら判定をしていきたいと考えてございます。

あと、広報、啓発活動についてですが、一応、町民向けの研修会を、11月がヤングケアラ

一推進月間と定められておりますので、その時期に合わせて町民向けの研修会を行いたいと 思います。あと、ヤングケアラーの支援に関わる啓発カード、こちらが北海道のほうでカー ド作ってございますので、そちらを活用しながら小中高生へ配布して啓発活動を行いたいと 考えてございます。

私からは以上です。

- 〇議長(野田省一君) 今井保健介護課参事。
- **〇保健介護課参事(今井喜代子君)** 介護手当の予算の財源になりますけれども、こちらにつきましては、特に財源として充てられるものがございませんので、全て一般会計というふうに考えております。

以上です。

- ○議長(野田省一君) ほかに質疑ありませんか。
 8番、大松議員。
- ○8番(大松紀美子君) 今、実態調査は必要に応じて検討したいということをおっしゃった んですけれども、条例つくるという割に随分消極的だなというふうに感じました。やはり、 そういう実態としてあると思われるから条例をつくるんであって、それが実態調査もしない でこれからなんですというのは、ちょっとどうかなというふうに思うんですよ。

全員協議会の中で、介護保険の中で認定を受けている方々を在宅介護している方というの、お話もありましたけれども、具体的に令和6年度予算措置をするとおっしゃっているんですから、今12月ですよね。じゃ、3月の定例会で予算が提案されるんだと思うんですけれども、その辺の具体的なものがないのはちょっとまずいんじゃないかなと思うんですけれども、改めて伺います。

それから、定義の部分のところの、今、国の定義もなくて非常に曖昧だなと思ったんです。 例えば、高齢者の皆さんのごみを出すのにお手伝いしているという方もいますよね。じゃ、 果たしてそういうことも対象になるのか、それが非常に町民の皆さんにとって分かりにくい んじゃないかなと思うので、やはり具体的にどういう場合はどういう、こういう場合もある とか、そういう想定とかというのはないのでしょうか。

- 〇議長(野田省一君) 今井参事。
- **〇保健介護課参事(今井喜代子君)** 調査の関係ですけれども、多分ヤングケアラーに関する 調査というところで、福祉のほうでお答えしたかと思います。介護手当のほうにつきまして は、介護認定の方が決まっておりますので、そちらのほうで介護されている方についてもこ

ちらで把握をしているところですので、特別調査という形ではなくて、こちらで押さえている情報のほうで、十分そういう方というところが把握できるかなというふうに思っております。要介護3以上というところで、こちらのほうで在宅の方とかも押さえている状況があります。

以上です。

- ○議長(野田省一君) 熊谷福祉・子育て課長。
- ○福祉・子育で課長(熊谷伸一君) ヤングケアラーの関係についてお答えいたします。

声を上げにくい状況にありますヤングケアラーを適切に福祉につなぐためには、教育と福祉が緊密に連携することが極めて重要だと考えております。今回の条例では、町や関係機関、支援団体等の組織が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支えることを基本理念としてございます。

今後、町といたしましては、教育委員会を含めた関係機関と連携の下、ケアラーに関する、 先ほども申し上げましたが、ポスター、リーフレットの配布やケアラー一人一人の悩み、置 かれている状況などを把握しながら、必要に応じた支援を進め、関係機関と力を合わせなが ら、ケアラーとその家族が将来にわたり夢と希望を持って暮らせる地域社会の実現に努めて いきたいと考えております。

以上です。

○議長(野田省一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第62号 むかわ町ケアラー支援条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野田省一君) 日程第6、議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹(三上 祐君) 議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)につきまして、御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本補正につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業に必要な経費及び年度内の執行が難しい事業の繰越明許費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に472万5,000円を追加し、歳入歳出の総額 をそれぞれ99億2,672万2,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書6ページの第1表歳入歳出予算補正となってご ざいます。

続きまして、第2条につきましては、議案書7ページ、第2表繰越明許費補正として、復興拠点施設等整備事業Iに係る実施設計業務の委託契約事務を取り進めていくに当たり、業務予定期間につきましては、翌年度にまたがることから、繰越明許費として追加するものでございます。

なお、実施設計業務の発注につきましては、博物館施設及び温浴カフェ、まちなか交流拠 点施設等を一体的に発注することで事業を取り進める予定でおりますが、各施設整備スケジュールにつきましては変更がないことを申し添えます。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号) に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出2款1項9目293番物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業の472万5,000円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料4ページにより御説明申し上げます。

本補正は、当該臨時交付金の推奨事業メニュー分を活用し、施設園芸等燃油高騰対策支援事業として、物価高騰の影響を受けている施設園芸及び畜産事業者への経営負担軽減を図る

ことを目的に、燃料費上昇分の一部を支援する費用を追加するものでございます。

なお、本事業に係る臨時交付金の充当予定額につきましては、378万円とするものでございます。

予算説明書4ページにお戻りいただき、先ほど御説明申し上げました事業経費を追加、予算説明書3ページには、本補正に係る財源として、歳入14款2項1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源として18款1項1目財政調整基金繰入金を追加してございます。

以上で議案第63号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野田省一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。 まず、議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)に関する説明書、別 冊事項別明細書1総括、2歳入、3歳出全般について質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番(東 千吉君) 議案説明資料の4ページ、よろしいんですよね。

この重点支援地方交付金の中での部分ですけれども、ここに畜産農家が新たに入っている のかなというふうに思います。450キロの中で、畜産農家何キロというふうに押さえている のか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(野田省一君) 飛岡農林水産課主幹。
- **〇農林水産課主幹(飛岡雅幸君)** 私のほうから御説明したいと思います。

実は、この事業、昨年も行っておりまして、畜産農家も昨年から拡大をして対応しているところでございます。昨年につきましては、全灯油大体 4 万2,000 リットルの灯油を、全体で施設野菜、花卉、畜産で使っておりますけれども、畜産農家につきましては多くはありませんが、およそ2,000から3,000 リットルほどの 1 頭分の使用量になるのかなというふうに押さえてございます。

- 〇議長(野田省一君) 東議員。
- ○5番(東 千吉君) 牛に飲ます飲料水の温めのボイラーの部分もあるのかなというふうに 思うんですけれども、多分、去年畜産農家入っていたのかちょっと記憶ないんですけれども、 去年も入っているということなんですけれども、周知の部分では、もう少し周知したほうが

いいのか、あるいはまた、その牛舎のボイラー灯油については、非常に難しい灯油の配送も しているかなというふうに思うんですけれども、それらについてはどういうふうに考えて進 めていくのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(野田省一君) 飛岡主幹。
- ○農林水産課主幹(飛岡雅幸君) 牛舎等の暖房に係る部分につきましても、その内容が分かるようであれば、そして分けられるような形であれば、その実績に応じてその差額分の補助はしているという形になりますので、御理解いただければと思います。
- 〇議長(野田省一君) 5番、東議員。
- ○5番(東 千吉君) 畜産農家、今年度、経営自体、調子非常に厳しいので、その辺周知徹底のほう、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(野田省一君)ほかに。8番、大松議員。
- ○8番(大松紀美子君) ④の対象者なんですけれども、総体的にどれぐらいの数になるのか。 それから、この45万キロ、リットルということだと思うんですけれども、基本的な数字、価格、どういうふうな金額で算定されたのか伺います。
- 〇議長(野田省一君) 飛岡主幹。
- ○農林水産課主幹(飛岡雅幸君) まず、対象になる戸数というところですけれども、施設野菜、花卉、合わせて大体25件ほどを予定しております。それと、畜産農家については、鵡川、穂別合わせて70件程度になろうかなと思っております。

[「もうちょっと大きく」と言う人あり]

〇農林水産課主幹(飛岡雅幸君) 畜産農家につきましては、全町で70件ほどになろうかなということで考えてございます。

それと、単価の設定でございますけれども、単価につきましては、昨年、一昨年から灯油の上昇が続いておりますので、その灯油の上昇する前の平成27年から令和3年までの7年間の間の、一番高いところと低いところを除いた7中5の平均を採用しております。基準単価は80.6円ということで設定をさせていただきまして、今現在の上昇分の2分の1を、それと使用料の70%の2分の1という形になりますので、今の状況、これはこの後、単価の増減によって変わってきますが、13.6円というのが、今です、今の現状ではそのぐらいの差額になろうかなというふうに考えてございます。

○議長(野田省一君) そのほかに。

8番、大松議員。

- **〇8番(大松紀美子君)** ちょっと確認なんですが、施設野菜と花卉の方が25件で、畜産農家 の方が70件でいいんでしょうか。はい、いいです、分かりました。
- ○議長(野田省一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり5ページから7ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正の全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番(北村 修君) 第2表繰越明許費補正について伺います。

先ほどの説明の中で、この繰越しをするということで、実施設計に当たってはその設計部分というの、本体部分は変わらないという話でございましたけれども、それはどういうことを具体的に言うのかというのが一つです。

それから、実施設計、これはこれまでの流れでいきますと、8日にこの事業者が決まって、 そして12月中に基本協定、基本締結という形が行われるということになっておりました。それらも含めて、この事業全体がずれていくというふうに受け取ればいいのか、そこら辺のところを伺っておきたいというふうに思います。まずこの2つをお伺いします。

- 〇議長(野田省一君) 本間総合政策課参事。
- ○総合政策課参事(本間 彰君) 質問にお答えいたします。

スケジュールについては変更がないということを先ほど三上主幹のほうからお伝えいたしましたが、その内容については、建設のスケジュール、実施設計から建設、完成のスケジュールに変更がないということをお伝えした内容となっております。

また、今後のスケジュールですが、基本協定を締結して、今後、基本契約または実施設計の契約を進めていく予定となっておりますのでその際に、今回、繰越明許、改めて事業者のほうから実施設計のスケジュールが提案されたことに伴って、今回、繰越明許費の設定となっております。

以上です。

- 〇議長(野田省一君) 11番、北村議員。
- ○11番(北村 修君) 今の説明でいくと、スケジュール的には何も変わらないよということなんだけれども、それであれば、どうして繰越明許にするのか。いわゆる4月以降の年度

をまたいでの状況になるということですよね。単に支払いがそちらに入っちゃうということでこの繰越しということにするのか、事業全体がそういうふうに、その設計事業全体がずれ込んでもやむを得ないという形を取ったのかということが出てくると思うんですけれども、そこのところをちょっと明らかにしてほしいというのが一つと、それからこの前、何度もいろんな議論の中で、住民から出されたり我々から出たこの基本計画に関わる部分でのこの内容について、実施設計、そしてそれはこの間では、基本協定等々のそういう中で最終的に調整がされるんだという話でございました。

そうすると、そういうことを含めてこういう措置を取ったのかなというふうに思うのが大体普通じゃないかと思うんですけれども、今聞きますと、それはその辺については全く関係ありませんという話なんだけれども、そこら辺もうちょっとはっきりと。どの部分で繰越しに持っていかざるを得ないとかですね。それから、出されていたそういう要望部分なんかは、その議論はどうなっていくのかということを含めて、改めて伺いたい。

- 〇議長(野田省一君) 伏木企画町民課主幹。
- ○企画町民課主幹(伏木允一君) 先週の調査特別委員会で御説明させていただきましたとおり、事業者から提案のありました実施設計の工程につきましては、温浴カフェが令和6年1月から6月まで、博物館につきましては令和6年1月から2月までということで、事業者からの提案がございましたので、それに伴う繰越明許費ということでございます。

「「令和7年2月ということですか」と言う人あり〕

- **○企画町民課主幹(伏木允一君)** 令和7年2月です。
- ○議長(野田省一君) そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第63号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算(第9号)について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野田省一君) 日程第7、発議第3号 復興拠点施設等整備事業Ⅰ調査特別委員会の 名称変更等に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大松復興拠点施設等整備事業I調查特別委員長。

〔大松紀美子復興拠点施設等整備事業 I 調査特別委員長 登壇〕

○復興拠点施設等整備事業 I 調査特別委員長(大松紀美子君) 発議第3号 復興拠点施設等 整備事業 I 調査特別委員会の名称変更等に関する件について、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案の1ページをお開き願います。

本件は、復興拠点施設等整備事業 I に関する調査を目的として、令和5年第3回定例会において特別委員会が設置されたところですが、さきに開催されました第4回定例会におきまして、復興拠点施設等整備事業 II に係る補正予算が可決され、今後、同事業に係る調査も必要となることから、復興拠点施設等整備事業 II を調査事件に追加し、特別委員会の名称を復興拠点施設等整備事業調査特別委員会に変更したく、むかわ町議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議、御決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(野田省一君) 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第3号 復興拠点施設等整備事業 I 調査特別委員会の名称変更に関する件を 採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野田省一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(野田省一君) これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回むかわ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時38分